

◎ 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）（抄）

※ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 22 号）による改正後

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第十九条の十の二 施行令第二十六条の二十七の二第四項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百六十二条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、法第四十一条の十七の二第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定の適用を受ける居住者の氏名、当該居住者が施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組を行つた年及び当該居住者が行つた当該取組に係る事業を行つた保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む。）の名称又は当該取組に係る診察を行つた医療機関の名称若しくは医師の氏名とする。